

◆◆◆緊急連絡先の提出について◆◆◆

緊急連絡先とは…

緊急連絡先は、安否、事故、火災及び水漏れなどの緊急時に入居者と連絡が取れない場合、連絡するためのものです。入居世帯員以外で緊急連絡先を1名決めていただくことになります。

■緊急連絡先の要件

- ①緊急時に必ず連絡が取れる方
- ②民法に定める3親等以内の方

※親族（3親等以内）を緊急連絡先とすることが難しい場合には、ご相談ください。

■添付書類

- ①緊急連絡先（新規・変更）届出書
- ②状況を証明する書類（下記参照）

新規の場合	①家系図 ②緊急連絡先の身分証明書の写し ③入居者の戸籍謄本 (※③については、親族以外の場合)
変更の場合 (住所、氏名、電話番号及び勤務先の変更)	①緊急連絡先の方の身分証明書の写し

ご不明な点は下記までお問合せください。

水戸市営住宅指定管理者 一般財団法人茨城県住宅管理センター
水戸センター 管理課 電話029-297-8360